

## ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

国際連合加盟国の主権及び領土の一体性を軍事力で侵害することは、明らかに国連憲章に違反する行為であり、国連憲章を支持する日本国の地方議会として、また昭和60年5月3日に、「目黒区平和都市宣言」を行っている目黒区の議会として、断じて容認できない。

さらに国連安全保障理事会にて8年前の「クリミア半島がロシアに帰属するか否かをめぐる住民投票」を無効とするロシア非難決議案に続いて、この度の「ウクライナへの攻撃を直ちに停止し全ての軍隊を撤退させること」を求める決議案でも、常任理事国ロシアが拒否権を行使して不採択となったことに、強い憤りと失望を表明する。

また、唯一の被爆国日本として看過ができないのは、本年1月に米中露英仏の核保有五大国は、核戦争の防止とリスク低減を最重要責務とし「核戦争に勝者はなく、決して行われてはならない」と明記する共同声明を発表したその直後というべき時期に、そのロシアのプーチン大統領が核兵器の使用もありうるかのような発言をしていることである。断じて許しがたく、厳しく非難する。

こうした侵略のみならず核兵器による威嚇行為が許されるならば、欧州東部地域のみならず、紛争の絶えない中東地域、我が国が位置するアジア、インド・太平洋地域の国際法に基づく平和と安全が脅威にさらされることになる。

よって、私たち目黒区議会は、

- 1 ロシアに対して、強く抗議すると共に、即時停戦、速やかな撤退と原状回復を求める。
- 2 日本国政府に対して、現地邦人の生命財産の保護、物価上昇等がもたらす国民生活の不安への対応、ウクライナとその国民、避難民とその受け入れ諸国への人道的支援を、迅速且つ確実に発動するよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月8日

目黒区議会